

神奈川県労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、神奈川県最低賃金（昭和55年神奈川県労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和2年9月1日

神奈川県労働局長 園田 宝

第4号中「1時間1,011円」を「1時間1,012円」に改める。